

【全人連】2025年度人勧期に向けた要請(8月4日)

日本高等学校教職員組合、鯉沼中央執行委員長(栃木)は日教組とともに、地方公務員の人事に関わる行政委員会の連合組織である全国人事委員会連合会(全人連)に要請行動を実施した。「2025年度の人事院勧告」に向けて、主務教諭設置への給与表改定や前歴換算に係る課題を教育公務員における高等学校・中等教育学校・特別支援学校に関する人勧期に関連して要請した。

全人連からは柳清水人事委員会事務局任用公平部任用給与課長ほかが対応した。交渉経過は次のとおり。

冒頭、落合書記長(栃木)から要求書の概要として以下の内容を説明した。

1. 教育職給料表水準・号給延長について

全人連が示すモデル給与表が、地方自治体の参考になるため、作成に苦慮するところだが早期の公表をお願いした。2024民間春闘において、昨年度を上回るベアが示されており、公務員給与の改定に期待が高まっている。このようななか、教育職給与表について教職調整額が引上げの代償や主務教諭の級を2級と特2級の間に設置することで引下げが行わないようお願いした。

教育職については、その大半が2級であり早期に最高号給に達することでその後の勤務のモチベーション低下につながる側面もある。号給の上限を引き上げる主務教諭という新しい階級が設置されることで現行の2級上限が下がることは避けられたい。

2. 前歴換算基準の改善について

公務員の人材不足を解消するため民間企業経験者等からの採用について、前歴換算基準はどのような職種であれ100/100を遵守することで、相応の勤務年数に相当することが望ましい。教育職であると教育関係以外では圧縮が高く、民間企業を退職してわざわざ公立学校の教職員をめざす中高齢層は多いと考えにくい。また、換算基準が公募段階で示されていないことで採用後に不利益とすることも課題である。

3. 50歳台後半の定期昇給抑制の撤廃について

定年が引き上げられ65歳まで勤務する時代に変化していくなか、定期昇給が50歳台後半で打ち止めとなる制度は現場で懸命に勤務する教職員の意欲低下を生じている実態がある。また、若手の視点からも意欲が低下した状態で勤務している方の負担に一定の不満もある。経験豊かな中高齢層が勤務意欲を低下させず定年まで勤務できる環境が重要である。

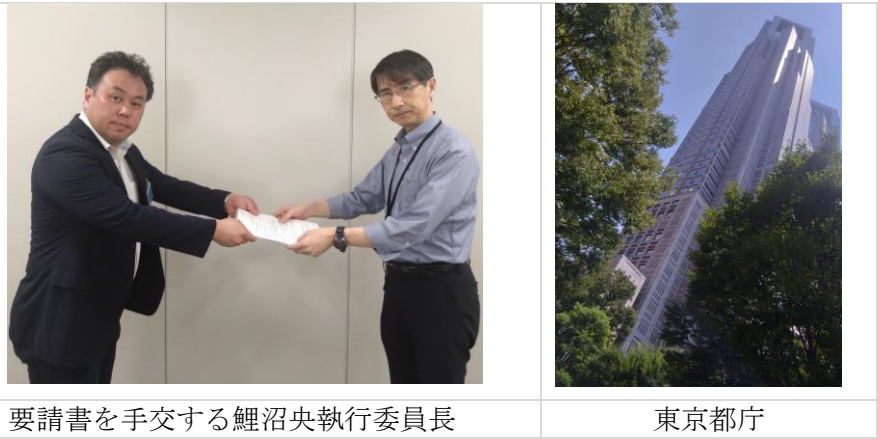
4. 時間外勤務(持ち帰り残業)の実態調査について

文科省が実施した教員勤務実態調査は、2016年度時点では小中学校のみ調査が行われており、2022年度は高校・特別支援学校にも調査が行われた。しかし、文科省が示した結果では速報値で触れられているものの、確定値では詳細な分析が行われていない。

これらに対し、柳清水課長は「頂いた意見を人事委員会に伝えていく」と述べた。

最後に、鯉沼中央執行委員長が「県立学校については、時間外勤務調査など様々な点で義務教育と比較し、学校における働き方改革に向けた動向が後手に回っている現状を踏まえ、適切な対応をいただきたい」と述べ、要請を終えた。

9月8日、令和7年教員モデル給料表を受領し、各単組へ情報提供をした。



要請書を手交する鯉沼中央執行委員長

東京都庁

旧教育職俸給表(一)相当のモデル給料表(抜粋)

計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
3.3%	3.6%	3.4%	3.1%	3.0%	2.9%	2.8%
11,968円	10,552円	11,783円	12,554円	13,191円	14,894円	16,113円

(定年前再任用短時間勤務職員 教育職俸給表(一)1級：248,900円、2級：298,500円)

期末・勤勉手当について、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数(4.60月)を比較した結果、公務員のボーナスが民間のそれを0.05月(令和6年0.10月)下回っているため、支給月数を現行の4.60月から0.05月分引き上げ、その引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分としている。なお、本年度については、6月期は支給済みのため、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、来年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が、6月期及び12月期において均等となるよう定めとしている。

一般職員の場合の支給月数

		6月期	12月期	計
令和7年度	期末手当	1.25月(支給済み)	1.275月(現行1.25月)	2.525月
	勤勉手当	1.05月(支給済み)	1.075月(現行1.05月)	2.125月
令和8年度以降	期末手当	1.2625月	1.2625月	2.525月
	勤勉手当	1.0625月	1.0625月	2.125月

(定年前再任用短時間勤務職員2.40月→2.45月(+0.05月)、指定職3.45月→3.50月(+0.05月))